

東京地方裁判所 令和●●年(〇〇)第●●号 所得税決定処分取消等請求事件

国側当事者・国(北沢税務署長)

令和5年3月2日棄却・控訴

判 決

原告	甲
被告	国
同代表者法務大臣	齋藤 健
処分行政庁	北沢税務署長
	監物 久美子
同指定代理人	大森 美穂
	的場 将男
	守田 可奈子
	落合 秀行
	平戸 優子
	中澤 宏樹

主 文

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は、原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

北沢税務署長が令和元年9月26日付けで亡乙に対してした平成29年分の所得税及び復興特別所得税の決定処分並びに無申告加算税の賦課決定処分を取り消す。

第2 事案の概要

原告の母である乙(日本在住)は、大韓民国(以下「韓国」という。)の税務当局から、夫(原告の父)の死亡による相続に係る相続税及び同人からの生前贈与に係る贈与税の各賦課処分を受けたが、同各賦課処分が職権で取り消されたため、同税務当局から、相続税及び贈与税の還付金及び還付加算金の受取りが可能である旨の通知を受けた。乙は、日本において、平成29年分の所得税及び復興特別所得税について確定申告をせずに行ったところ、北沢税務署長から、同還付加算金は平成29年において収入すべき金額になるとして、同年分の所得税及び復興特別所得税の決定処分並びに無申告加算税の賦課決定処分を受け、同各処分に係る審査請求手続中に死亡した。

本件は、上記審査請求手続における審査請求人の地位を承継した原告が、北沢税務署長による上記決定処分及び賦課決定処分の取消しを求める事案である。

1 前提事実

当事者間に争いのない事実、後掲証拠及び弁論の全趣旨から認められる事実並びに当裁判所

に顕著な事実は次のとおりである。

(1) 当事者

丙（平成22年7月●日死亡。以下「亡父」という。）と乙（令和2年11月●日死亡。以下「亡母」という。）は、韓国国籍を有する夫婦であり、いずれも日本に住所を有していた。

原告（甲）、丁及び戊は、同夫婦の子である（以下、丁を「二男」、戊を「長女」という。甲12）。

(2) 韓国税務当局による賦課処分及び徴収

亡父は、平成22年7月●日に死亡した。

韓国の駅三税務署長（以下「本件韓国税務署長」という。）は、平成23年11月から平成24年3月にかけて、亡父の相続に係る相続税の調査を実施し、同調査の結果、①亡父は、平成3年以降、日本においてパチンコ業、ホテル業、サウナ業等を営むことによって得た金員を韓国に搬入し、これを韓国所在の金融機関に亡母、原告、二男及び長女の各名義で預金するなどしたこと、②亡父は、平成17年及び平成18年に韓国所在の株式会社A（以下「A」という。）に亡母名義で増資したところ、その際の増資資金を亡母名義の預金から出捐したことを認定した。そして、本件韓国税務署長は、亡母に対し、上記②について、亡父から亡母に増資資金の贈与があったとして、平成24年4月14日付けで贈与税の賦課処分をし、また、上記①について、亡母ら名義の預金等は亡父の財産に該当するとして、同年11月1日付けで相続税総額の賦課処分をした（以下、各賦課処分を併せて「本件韓国賦課処分」という。甲1、26、乙12）。

本件韓国税務署長は、本件韓国賦課処分により亡母が納付すべきことになった相続税及び贈与税を徴収するため、亡母名義の預金（以下「本件亡母名義預金」という。）を差し押えた後、これを取り立てた（甲26）。

(3) 本件韓国賦課処分の職権取消しと還付の通知

長女は、自らに対する相続税及び贈与税の賦課処分の取消しを求めて、韓国の裁判所に訴えを提起し、平成29年6月2日、同賦課処分の一部を取り消す旨の判決が確定した（乙12ないし14）。

本件韓国税務署長は、平成29年6月頃、本件韓国賦課処분을職権で取り消した（乙2）。

本件韓国税務署長は、平成29年6月頃、本件韓国賦課処分にに基づき本件亡母名義預金から取り立てた金員について、還付事由が発生しているとして、下記のとおり還付する旨を亡母に通知した（乙4ないし6（枝番を含む））。

記

ア	税目	相続税
	還付金	173億0992万7640ウォン
	還付加算金	25億0192万3200ウォン
	受取方法	近くの郵便局で平成29年6月19日から支払う
イ	税目	贈与税
	還付金	10億9639万4170ウォン
	還付加算金	1億5909万3700ウォン
	受取方法	近くの郵便局で平成29年6月30日から支払う

ウ 税目	贈与税
還付金	8億2701万5020ウォン
還付加算金	1億2000万5090ウォン
受取方法	近くの郵便局で平成29年6月30日から支払う

(4) 北沢税務署長による決定処分等及び取消訴訟の提起

ア 亡母は、平成29年分の所得税及び復興特別所得税について、その法定申告期限までに確定申告を行わなかった。北沢税務署長は、税務調査を行い、上記(3)の各還付に係る金員のうち各還付加算金(以下「本件韓国還付加算金」という。)が亡母の雑所得に該当するとして、令和元年9月26日、別表の「決定処分等」欄のとおり、所得税及び復興特別所得税の決定処分並びに無申告加算税の賦課決定処分(以下、各処分を併せて「本件決定処分等」という。)をした(甲1)。

イ 亡母は、令和元年12月23日付けで本件決定処分等について再調査の請求をしたが、令和2年4月14日、再調査の請求はいずれも棄却された(乙7)。

ウ 亡母は、令和2年5月11日付けで本件決定処分等の全部の取消しを求めて審査請求をした。

エ 亡母は、令和2年11月●日に死亡し、原告、二男及び長女が審査請求人の地位を承継した(乙3)。

オ 国税不服審判所長は、令和3年6月11日付けで、上記ウの審査請求をいずれも棄却する旨裁決し、その裁決書は原告宛てに同年6月22日付けで送達された(甲26、27)。

カ 原告は、令和3年12月21日、本件決定処分等の取消しを求めて、本件訴えを提起した(顕著な事実)。

2 争点

亡母が本件韓国還付加算金を受け取る権利を取得したか。

なお、本件決定処分等の根拠に関する被告の主張は、後記3の(被告の主張)のほか、別紙のとおりである。原告は、争点に関する部分を除き、亡母が本件韓国還付加算金を受け取る権利を取得したのであれば、その額が平成29年において亡母が「収入すべき金額」(所得税法36条1項)になり、それが雑所得に該当することを含め、別紙の計算の基礎となる金額及び計算方法を特に争っていない。

3 争点に関する当事者の主張

(被告の主張)

(1) 韓国の国税還付金は当該国税を納付する義務のあった者に還付するものであり、また、これに加算して支給される国税還付加算金も、国税還付金と同様に、当該国税を納付する義務のあった者に支給するものである。したがって、韓国国税基本法に基づき韓国の国税を納付する義務のあった者が、当該国税の国税還付金及び国税還付加算金を受け取る権利を取得する。他方において、韓国国税基本法その他の韓国の法令においても、過誤納金の実質的な出捐者に還付すべきことを求める規定が見当たらないことからすれば、国税還付金を受け取る権利の取得者を、当該国税の実質的な出捐者が誰であるかにより判断することは予定されていない。

そして、本件韓国賦課処分に係る相続税及び贈与税の納税義務者は亡母であるから、本件韓国還付加算金を受け取る権利を取得するのは亡母である。このことは、本件韓国税務署長

による亡母宛て還付通知書の「受取人」及び「還付金管理者」欄に亡母の氏名が記載されていることから裏付けられる。

仮に、本件亡母名義預金が、亡父が生前に代表取締役を務めていたとされる会社に帰属していたとしても、上記のとおり、韓国国税基本法の規定によると、本件韓国還付加算金を受け取る権利を取得する者が、本件韓国賦課処分に係る相続税及び贈与税の納税義務者である亡母であることに変わりはない。亡母は、本件亡母名義預金という資産から生じた収益として、本件韓国還付加算金を受け取る権利を取得したものではない。したがって、仮に、本件亡母名義預金が別会社に帰属していたとしても、別会社が直接的に本件韓国還付加算金を受け取る権利を取得する事由にはならない。

(2) 本件亡母名義預金の原資の出捐者及び帰属が誰であるかは、本件韓国還付加算金の帰属の判断に影響を与えるものではないが、その点を措くとしても、長女が韓国の裁判所に提起した訴訟において、本件亡母名義預金は亡母に帰属する旨判断されていること、本件亡母名義預金の別会社への帰属を裏付ける客観的証拠がないことからすれば、本件亡母名義預金の原資の出捐者及び帰属は亡母というべきである。

(3) したがって、亡母が本件韓国還付加算金を受け取る権利を取得したというべきである。

(原告の主張)

亡父は、日本においてB株式会社等の4社を経営することで得た莫大な資金を、1990年代に日本から韓国に搬入し、C銀行に開設した家族名義の預金口座に預け入れ、同資金をAによる土地取得・建物建設のための資金として使用した。その後、Aは多くの収益を得たが、長女は、Aとの間で架空の金銭消費貸借契約を締結し、利息支払の名目で当該収益を横領した。そして、長女は、D銀行及びE銀行に家族名義で約500口の預金口座を開設し、横領したAの金員約120億円を分散してこれらの預金口座に振り込んだ。本件亡母名義預金はその中の一つであり、Aの収益が振り込まれているから、亡母ではなく、Aに帰属する。

したがって、本件韓国賦課処分により本件亡母名義預金から取り立てられた相続税及び贈与税に係る還付金は、Aに返還されるべきものであるから、本件韓国還付加算金についても、これを受け取る権利を取得したのはAであり、亡母ではない。

よって、亡母は、本件韓国還付加算金を受け取る権利を取得しておらず、本件韓国還付加算金に関する所得はない。

第3 当裁判所の判断

1 本件韓国還付加算金を受け取る権利を取得した者

(1) 韓国国税基本法は、韓国の相続税や贈与税等の国税に関する基本的事項及び共通的事項等を規定した法律である(乙1の1・2)。

韓国国税基本法51条1項は、納税義務者が国税及び滞納処分費として納付した金額のうち、誤って納付し、又は超過して納付した金額があるか、税法に基づき還付しなければならない還付税額があるときは、税務署長が、直ちにその誤って納付した金額、超過して納付した金額又は還付税額を国税還付金として決定しなければならない旨規定する。そして、同法52条1項は、税務署長が国税還付金を同法51条の規定により支給等する場合には、大統領令で定める国税還付加算金の起算日から支給決定等を行う日までの期間と金融会社等の預金利子率等を考慮し、大統領令で定める利子率に基づき計算した金額(国税還付加算金)を国税還付金に加算しなければならない旨規定する。(乙1の1・2)

(2) 韓国国税基本法の上記(1)の規定内容によれば、本件韓国還付加算金を受け取る権利は、同法51条の規定による国税還付金の支給等に当たって、同法52条1項の規定により生じた権利ということになるから、その受け取る権利を取得する者については、韓国国税基本法の規定を解釈することにより決定すべきことになる。

そこで検討するに、韓国国税基本法51条6項は、国税還付金のうち、未徴収の国税等に充当した後の残額は、納税者に支給する旨規定するところ、上記(1)のとおり、同法52条1項は、税務署長が国税還付金を支給等する際に国税還付加算金を加算する旨規定し、韓国国税基本法施行令34条ないし36条は、国税還付金と国税還付加算金との間でその支給手続に相違を設けていない。そうすると、国税還付加算金もまた、納税者に支給すべきものということができる。ここで、納税者とは、納税義務者及び税法により国税を徴収して納付する義務を負う者をいうから(韓国国税基本法2条10号)、国税還付金は、源泉徴収の場合を除き、還付されるべき国税について納税義務を負っていた者に支給すべきものであり、国税還付加算金も同様ということになる。

また、国税の誤納付や超過納付は様々な理由から大量に生じ得るところ、その還付事務においては、同種事案につき画一的な処理が要請されるものであるにもかかわらず、国税還付加算金について規定した韓国国税基本法には、国税還付加算金を支給すべき者について明確な定めはない。このことは、韓国国税基本法が、国税還付加算金を、還付されるべき国税について納税義務を負っていた者に支給することを当然の前提としていたからと解するのが自然である。

したがって、韓国国税基本法は、国税還付加算金を受け取る権利を取得する者を、還付されるべき国税について納税義務を負っていた者である旨定めていると解すべきである。

(3) 本件韓国還付加算金は、相続税及び贈与税の国税還付金に加算して支給されたものであるところ、当該相続税及び贈与税は、本件韓国賦課処分により、亡母が納税義務を負っていたものである。

よって、亡母が本件韓国還付加算金を受け取る権利を取得したというべきである。

2 原告の主張について

(1) 原告は、本件亡母名義預金は、Aの収益が振り込まれたものであって同社に帰属するから、本件韓国還付加算金を受け取る権利を取得したのは同社であり、亡母には本件韓国還付加算金に関する所得はない旨主張する。

しかし、上記1で説示したとおり、本件韓国還付加算金を受け取る権利を取得した者は、韓国国税基本法の規定の解釈によって決定すべきものであるところ、同法には、国税還付加算金を支給すべき者を、国税を徴収するために差し押さえた預金の帰属主体とする旨の規定や、当該国税を徴収されたことにより実質的に損失を被った者とする旨の規定はなく、これらの規律を根拠づけるような規定も見当たらない。

そうすると、本件亡母名義預金の帰属者が、同預金の帰属者であることを理由として、本件韓国還付加算金を受け取る権利を取得することはないというべきである。本件韓国還付加算金が、本件亡母名義預金の帰属者に「帰属するものとして」(所得税法12条)、所得税法の規定が適用されることはないから、原告の上記主張は採用することができない。

(2) また、原告は、本件亡母名義預金がAに帰属することを裏付けるものとして様々な事情を主張する。

しかし、上記（１）で説示したとおり、本件亡母名義預金の帰属者に本件韓国還付加算金が帰属することはないから、原告が主張する様々な事情は、本件の判断を左右するものにならない。

3 本件決定処分等の適法性

以上によれば、原告の平成２９年分の所得税額及び復興特別所得税額は別紙記載１のとおりとなり、これらは、北沢税務署長が令和元年９月２６日付けで亡母に対してした平成２９年分の所得税及び復興特別所得税の決定処分における各金額と同額である。

また、亡母が平成２９年分の所得税及び復興特別所得税について期限内申告書を提出しなかったことにつき、国税通則法６６条１項ただし書に規定する「正当な理由」があるとは認められない。したがって、亡母に課される同決定処分に伴う無申告加算税の額は別紙記載２のとおりとなり、これは、北沢税務署長が令和元年９月２６日付けで亡母に対してした無申告加算税の賦課決定処分における金額と同額である。

よって、本件決定処分等はいずれも適法である。

4 結論

以上によれば、原告の請求は理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第２部

裁判長裁判官 品田 幸男

裁判官 片瀬 亮

裁判官 下道 良太

別表 所得税等に係る決定処分等の経緯(平成29年分)

(単位:円)

区分	順号	決定処分等	再調査の請求	再調査決定	審査請求	裁 決	
		令和元年9月26日	令和元年12月23日	令和2年4月14日	令和2年5月11日	令和3年6月11日	
総所得金額 (雑所得の金額)	①	273,068,448	全部 取消し	棄 却	全部 取消し	棄 却	
所得控除の額の合計額 (⑦ + ⑧ + ⑨)	②	560,100					
内 訳	社会保険料控除	⑦					130,100
	生命保険料控除	⑧					50,000
	基礎控除	⑨					380,000
課税総所得金額 (① - ②)	③	272,508,000					
課税総所得金額 に対する税額	④	117,832,600					
復興特別所得税額	⑤	2,474,484					
納付すべき税額 (④ + ⑤)	⑥	120,307,000					
無申告加算税の額	⑦	30,050,000					

(注) 1 「課税総所得金額」③欄の金額は、1000円未満の端数を切り捨てた後の金額である(国税通則法118条1項)。
 2 「納付すべき税額」⑥欄の金額は、100円未満の端数を切り捨てた後の金額である(東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法24条2項)。

本件決定処分等の根拠に関する被告の主張

1 所得税及び復興特別所得税の決定処分の根拠

(1) 総所得金額（雑所得の金額）

2億7306万8448円

上記金額は、本件韓国税務署長からの還付通知書に記載された本件韓国還付加算金の各金額（ウォン建）を円換算した次のア及びイの合計額であり、亡母に雑所得の総収入金額から控除すべき必要経費（所得税法35条2項2号）はないことから、上記金額が雑所得の金額となる。

ア 平成29年6月19日に受取可能となる韓国の相続税に係る還付加算金の円換算額

2億4568万8858円

上記金額は、上記還付通知書に記載されている平成29年6月19日に受取可能となる韓国の相続税に係る還付加算金25億0192万3200ウォンについて、所得税法57条の3の外貨建取引の換算に係る規定に基づき、同日のウォンに係る対顧客直物電信売相場（TTSレート）と対顧客直物電信買相場（TTBレート）の仲値（TTMレート）としてF銀行が用いる100ウォン当たり9.82円の換算レートを適用して計算した円換算額（ただし、1円未満の端数を切り捨てた後の金額。以下イについて同じ。）である。

イ 平成29年6月30日に受取可能となる韓国の贈与税に係る還付加算金の円換算額

2737万9590円

上記金額は、上記還付通知書に記載されている平成29年6月30日に受取可能となる韓国の贈与税に係る還付加算金1億5909万3700ウォン及び1億2000万5090ウォンのそれぞれについて、同日のウォンに係る対顧客直物電信売相場（TTSレート）と対顧客直物電信買相場（TTBレート）の仲値（TTMレート）としてF銀行が用いる100ウォン当たり9.81円の換算レートを適用して計算した円換算額の合計額である。

(2) 所得控除の額の合計額

56万0100円

上記金額は、亡母の社会保険料控除の額13万0100円（所得税法74条）、生命保険料控除の額5万円（同法76条）及び基礎控除の額38万円（同法86条。ただし、平成30年法律第7号による改正前のもの）の合計額である（別表「決定処分等」②欄及び⑦ないし⑨欄）。

(3) 課税総所得金額

2億7250万8000円

上記金額は、上記（1）の総所得金額2億7306万8448円から上記（2）の所得控除の額の合計額56万0100円を控除した後の金額（ただし、国税通則法118条1項の規定により1000円未満の端数を切り捨てた後のもの）である（別表「決定処分等」③欄）。

(4) 納付すべき税額

1億2030万7000円

上記金額は、次のアの課税総所得金額に対する税額にイの復興特別所得税の額を加算した後の金額（ただし、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「復興財源確保法」という。）24条2項の規定により100円未満の端数を切り捨てた後のもの）である（別表「決定処分等」⑥欄）。

ア 課税総所得金額に対する税額 1億1783万2600円

上記金額は、上記（3）の課税総所得金額2億7250万8000円に所得税法89条1項に規定する税率を乗じて算定した金額である（別表「決定処分等」④欄）。

イ 復興特別所得税の額 247万4484円

上記金額は、上記アの課税総所得金額に対する税額1億1783万2600円に復興財源確保法13条に規定する100分の2.1の税率を乗じて算出した金額である（別表「決定処分等」⑤欄）。

2 無申告加算税の賦課決定処分の根拠

亡母が所得税及び復興特別所得税の決定処分により納付すべきこととなった税額1億2030万円（ただし、国税通則法118条3項及び復興財源確保法24条6項の規定に基づき1万円未満の端数金額を切り捨てた後のもの。以下同じ。）を基礎として、国税通則法66条1項及び2項並びに内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（ただし、令和2年法律第8号による改正前のもの。以下「国送法」という。）6条2項の規定に基づき算定された次の（1）ないし（3）の各税額の合計額3005万円となる。

（1）通常分の無申告加算税の額 1804万5000円

上記金額は、国税通則法66条1項及び復興財源確保法24条4項の規定に基づき、亡母が上記決定処分により納付すべきこととなった税額1億2030万円を基礎として、これに100分の15の割合を乗じて算出した金額である。

（2）加重分の無申告加算税の額 599万円

上記金額は、国税通則法66条2項の規定に基づき、亡母が上記決定処分により納付すべきこととなった税額1億2030万円のうち50万円を超える部分に相当する税額である1億1980万円に100分の5の割合を乗じて算出した金額である。

（3）国外財産に係る無申告加算税の加重分の額 601万5000円

亡母は、平成29年12月31日において、所得税法2条1項3号の「居住者」に該当し、日本国外の財産として、少なくとも本件韓国税務署長からの還付通知書に記載された各還付金及び本件韓国還付加算金を受け取る権利を有し、これらの金額が5000万円を超えることは明らかであった。しかしながら、亡母は、国送法5条1項の規定に基づき、国外財産の価額の合計額が5000万円を超える場合に提出しなければならない「国外財産調書」を、その提出期限である平成30年3月15日までに提出していないことから、亡母の平成29年分の無申告加算税の額は、同法6条2項の規定に基づき、上記（1）及び（2）の国税通則法66条1項及び2項の規定に基づき計算した金額に、当該無申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額に100分の5の割合を乗じて計算した金額を加算した金額となる。

したがって、上記金額は、国送法6条2項の規定に基づき、亡母の無申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額1億2030万円に100分の5の割合を乗じて算出した金額である。

以上